配布資料につき、一部のスライドを省略しています。

# インターネットと人権

企業の人権研修向け
90分コース

WEB110.COM
吉川誠司

## 目次


1.ネットを使った人権侵害の実態

2.情報の報漏えい、不適切な取り扱い

3.ソーシャルメディア利用ガイドライン

4.ネットを使った人権侵害の特徴と問題点


# 1.ネットを使った人権侵害の実態



## 直接的に人権侵害に繋がる違法・有害情報

- プライバシー侵害
- 肖像権侵害
- 名誉毀損
- 脅迫・嫌がらせ

「路上喫煙者」をツイッターにアップ!
正義ならば「盗撮・公開」は許されるのか？

# リベンジポルノとは

●狭義には、復讐や腹いせ目的で、元配偶者や元恋人の裸の写真を意図的にインターネット上に流出させる行為、又はその画像をいう。
●広義には、目的如何に関わらず相手の同意を得ずに元配偶者や元恋人の裸の写真を意図的に投稿する行為も含む。

暴露ウィルスなどにより不可抗力的に流出してしまったものは含まない。



# 海外でのリベンジポルノの状況

米国ではリベンジ・ポルノ専用の投稿サイトが乱立

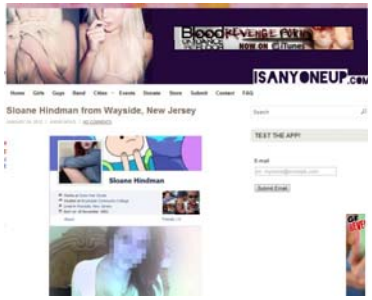


IsAnyoneUp.com

「IsAnyoneUp.com」は昨年4月に閉鎖されたが、類似サイトはいくつもある。その多くが画像削除には有料でしか応じず、自殺する被害者も出るほど社会問題化している。



# 海外の法規制の状況

米カリフォルニア州は2013年10月1日、「リベンジ・ポルノ」と呼ばれる嫌がらせ行為を非合法化した。
嫌がらせ目的で個人的な写真・映像を流出させたとして有罪になれば、最高で禁錮6月か最高1000ドル（約9万8000円）の罰金刑の対象となる。

EUでもインターネット上の個人情報の削除や拡散防止ができる「忘れられる権利」を含んだ「EUデータ保護規則案」が議論されている。

# 日本でリベンジポルノを裁く法はあるのか

わいせつ電磁的記録に係る記録媒体陳列罪

二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科。

児童ポルノ公然陳列罪

五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

名誉毀損罪

三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金



# 盗撮写真の無断掲載

画像ちゃんねる > 田代 > スレッド一覧

田代 掲示板へ戻る
画像ちゃんねる - 田代 スレッド一覧 80件

1. 2013-09-12 (木) 18:29 カマチャリ乗ってる女の子 (9)
2. 2013-09-12 (木) 16:56 顔が見たい！ (11)
3. 2013-09-12 (木) 16:56 ＣＡＲＳＥＸ (20)
4. 2013-09-12 (木) 16:55 盗撮動画に女友達が映った (8)
5. 2013-09-12 (木) 16:52 ぱんつ (30)
6. 2013-09-12 (木) 16:51 しゃがんだお尻はＴバック (20)
7. 2013-09-12 (木) 16:51 クンクン (4)
8. 2013-09-12 (木) 16:45 are (43)
9. 2013-09-12 (木) 16:21 ヒトに言えない性癖ですNo.48 (2)
10. 2013-09-12 (木) 14:59 ヒトに言えない性癖ですNo.47 (50)
11. 2013-09-12 (木) 09:31 サ マ ー ラ ン ド (40)
12. 2013-09-12 (木) 09:30 足のハンター (10)
13. 2013-09-12 (木) 09:30 見～ちゃった見～ちゃった (7)
14. 2013-09-12 (木) 09:29 友人の奥さん (44)
15. 2013-09-12 (木) 09:29 会社での着替え (47)
16. 2013-09-12 (木) 09:09 家庭内で撮られたエロ画像ゅ (29)
17. 2013-09-11 (水) 23:16 胸チラ (17)
18. 2013-09-11 (水) 18:35 激写カーSEX！！ (17)
19. 2013-09-11 (水) 16:51 和式トイレ限定で (5)

イメージ写真



# スマホ盗撮用アプリの数々

●カメラを起動するとヤフーやグーグルの検索画面が表示され、その状態で撮影ができるアプリ

●撮影した画像が秘密フォルダに保存されるアプリ

●画像を携帯端末のメモリーやSDカードに保存するのではなく、ネット上のクラウドに即時転送するアプリ



# どちらの行為がより**罪深い**と思いますか？

**盗撮**行為

適用しうる罰則

**•迷惑防止条例**
六月以下の懲役又は
五十万円以下の罰金

**•住居侵入**
三年以下の懲役又は
十万円以下の罰金

盗撮写真の
**無断掲載**

適用しうる罰則

**•名誉毀損**
三年以下の懲役又は禁固、もしくは五十万円以下の罰金

**•わいせつ物頒布等**
二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料

# 差別的書き込み

事例

被差別部落出身者に対する中傷
在日外国人に対する中傷

要因

●実体験にもとづく具体的な認識の欠如
●自分よりさらに弱い者や社会的に非難されているものへの八つ当たり





# 要因

●差別する者の中に「実体験にもとづく具体的な認識」がなく、あるのは「漠然とした偏見」や「ネットや本で知った部落像」のみ。

●無知ゆえの加害、自分よりさらに弱い者への単なる八つ当たりによる憂さ晴らし。

**実社会での認識を正すための教育が重要**



# 誹謗中傷

**親しい友達**しか知らないはずの中学3年生のブログに**匿名**で書き込まれた言葉

**あなたがきたら皆が頑張って練習している40人41脚が台無しね**

後に貨物列車に身を投げて**自殺**するきっかけとなった



ブログに「台無し」などと書き込んで同級生を侮辱した女子中学生は、**侮辱罪**で**家庭裁判所**へ**書類送致**された。

# 「ナイフの言葉」と「十字架の言葉」

ナイフの言葉は胸に突き刺される。
そのまま致命傷になることだってある。
でも一番苦しいのは刺された瞬間。

十字架の言葉は生きている限りその言葉を背負い続けなきゃいけない。



# 実名報道が残す爪痕

●不起訴となった後もネット上に転載されたままになっている実名報道記事

●罪を償った後もネット上に転載されたままの実名報道記事

社会復帰の妨げとなる



# 実名報道に関するルール（一般紙の掲載基準例）

**少年報道について･･･原則匿名**
少年法61条が実名報道を禁止しているため

**少年報道以外について･･･原則実名**
逮捕時に実名報道であれば、原則としてその後も実名報道。ただし、その後事件の経緯によって匿名になることもあり。



# 掲示板に転載された実名報道記事

896 :[redacted]:2009/05/23(土) 11:40:56 ID:KYR8mt0w
＜乳児殺害＞29歳母を殺人容疑で逮捕　東京・府中

2007年10月29日21時7分配信 毎日新聞

生後8カ月の長女を殺害したとして、警視庁府中署は29日、
東京都府中市[redacted]、無職、[redacted]容疑者(29)を殺人容疑で逮捕した。

調べでは、[redacted]容疑者は28日午後5時ごろ、自宅2階寝室の布団の上で、
長女の[redacted]ちゃんの首を手で絞めて殺害した疑い。容疑を認めているという。
司法解剖の結果、死因は窒息死だった。
[redacted]ちゃんの体にあざなど虐待の跡はなかった。

28日夜、帰宅した会社員の夫(29)が、
[redacted]容疑者が[redacted]ちゃんの心臓マッサージをしているのを見つけ119番した。

[redacted]容疑者も左手首をカミソリで切り軽傷。

調べに対し「左手で[redacted]の首を絞めた。私と[redacted]が死ねばみんなが助かる」などと供述している。

[redacted]容疑者は[redacted]ちゃんと夫、1歳9カ月の長男、
1階に暮らす父母らと7人暮らし。【酒井祥宏】

最終更新:2007年10月29日21時7分

## 問題提起①

●「**逮捕＝犯人**」とみなすかのような**心証報道**は、裁判の結果を待たず報道が実質的な刑を宣告することに等しい（**ペーパートライアル**）。

●不起訴や無罪判決を記事にしても全読者が読むわけでなく、**回復**は**不完全**なものでしかない。

➢「**無罪推定の原則**」は、メディアにおいても強く意識すべき。

➢実名報道の時期は、「逮捕時」から「**起訴時・判決時**」へと後ろへずらすことが望ましい。



## 裁判官による実名報道への指摘

「逮捕された事実が一度実名で報道されると、その事実について無実であったと判明し、あるいは、起訴されずに手続きが終了したような場合に、**事後的に名誉を回復することは極めて困難**であるから、このような観点からすれば、逮捕された事実を報道しておきながら、その後の手続き経過（本件被疑事件について起訴猶予処分とされた事実など・・・【中略】・・・）については、もはやニュースバリューがないとしてこれを報道しないという姿勢にも、報道機関の在り方として考えるべき点があるように思われる。」

福岡高裁那覇支判平成20年１０月２８日　判時2035号48頁



## 問題提起②

実名報道の**必要性**と**有益性**に**疑問**

●**実名**でなければ事件の内容や本質が**伝わらないのか**

●実名報道された被害者・加害者の、**将来の生活**への影響は測り知れない

➢ネット上に転載されたまま**放置**される記事が膨大にあることを考慮すれば、はじめから**原則匿名報道にすべき**ではないか。



## 黒歴史を消せる？

グーグルに自分の情報が掲載されたリンクを検索結果から削除するよう求める、いわゆる「忘れられる権利」を巡って、ヨーロッパ司法裁判所は、

**「時間の経過と共に意味を持たなくなったデータなどについては、一定の条件の下で個人の求めに応じリンクを削除する義務がある」**

として、男性の訴えを認める判決を言い渡した。

## どちらの権利が優先すると思いますか？

「忘れられる権利」を先取りしたEU司法裁判決を受けてグーグルが5月30日に開設した「忘れられる権利申請フォーム」には初日だけで12000件以上の申請が来ているが、その12%は小児性愛の有罪判決を受けた人からのものとか。

**知る権利**

Right to know

**忘れられる権利**

Rights to be forgotten



## 「時の経過」論

報道機関・公衆・被害者三者の視点からすれば、一般に事件や有罪判決から**時間が経過するほど報道価値が低くなり、公衆の関心が次第に減少**していく反面、有罪判決を受け刑の執行が終わった者にとっては、**時間が経つにつれて更生の機会を得て、新たな生活関係を形成している**という関係にある。

参照：上村都「前科とプライヴァシー」栗城古稀『日独憲法学の想像力』



## 「炎上」と個人情報の特定

炎上の原因となる情報をアップする

↓

拡散する

↓

祭り状態となり個人が特定される



## 炎上の主なきっかけ

**1.守秘義務違反などの情報漏えい**
顧客の個人情報や企業の機密情報を書き込んでしまうケース

**2.不適切な発言、写真の投稿**
世間的に受け入れられない発言や公序良俗に反する写真を投稿してしまうケース

**3.自作自演**
なりすましで他人への中傷や自画自賛をするケース

**4.迷惑行為、不法行為の告白**
悪ふざけの迷惑行為をしている写真や万引きなどの不法行為を自慢気に報告するケース

## 守秘義務違反などの情報漏えい

| 2013.7.19 |
|---|
| バイト先に有名サッカー選手が来たとして、アルバイト店員が防犯カメラの映像を携帯電話で撮影したとみられる画像を投稿⇒炎上 |
| 学生は名前や通学先の大学などをTwitterで公表していたため直ちに特定。その後Twitterアカウントを閉鎖。 |
| 「プライバシー侵害ではないか」「防犯カメラ映像の扱いに問題があるのでは」といった批判が相次ぐ。 |
| ファミリーマートにも問い合わせが相次いだため公式に謝罪。バイト店員への処分はなかった模様。 |



## 不適切な発言、写真の投稿

| 2013.7.27 |
|---|
| 「電車の向かいからチ○コ見せてくる」というツイートとともに写真を投稿。→それ自体が犯罪だと炎上 |
| 投稿者の別のツイートで、車検切れの車を乗り回していたことや未成年飲酒、バイク3人乗りしていることなどが発覚する。 |
| 投稿者がアップしていた色彩検定合格証から名前と生年月日が判明。バイト先も判明してまとめサイトで晒される。 |



## 迷惑行為、不法行為の告白

一連の冷蔵庫炎上祭りの発端

| 2013.06.05 |
|---|
| ローソンの従業員がアイスケースに入っている写真を投稿 |
| 店舗が特定され、その従業員が経営者の息子であることも発覚 |
| 7月14日には、2ちゃんねるのまとめサイトなどにも取り上げられ炎上 |
| ローソン本部が謝罪文を掲載 |
| 同店舗とのFC契約を解除。 |



# 炎上により引き起こされる関係当事者への影響

**【炎上させた本人】**

本人や家族の氏名・学校・写真が特定され、ネット上でさらされる。

本人は慌ててソーシャルメディアのアカウントを削除しても、その前にすべて保存されてしまう。

影響を受けた企業側から警察側に被害届が出される。

従業員解雇、かつ企業側から多額の損害賠償を求められるケースもある。

進学や就職、結婚などの人生の節目ごとに過去の不祥事が足を引っ張ることになる可能性がある。

## 炎上により引き起こされる関係当事者への影響

**【企業側】**
企業ブランドを傷つけられる。
社員の行為について、企業ホームページ上でお詫び掲載。飲食店の場合はお客による炎上事件でも、店側が謝罪するケースも。
企業側の謝罪が不十分または不適切だった場合に、その対応についてさらに二次炎上が発生する。



## 炎上から本人特定までのメカニズム

① 情報の拡散

ソーシャルメディア上では、リツイートやシェアなどの機能により口コミが容易に拡散される。
巨大掲示板やインターネットのニュースメディア、テレビ等のマスメディアでも取り上げられる。

② 炎上の始まり

③ 投稿者の人定調査

アカウント、プロフィールが探し出され、保存され、晒される
過去の書き込みが探し出され、友人関係や住所などが特定される
知り合いが卒業アルバムなどの情報を提供する

④ 情報が半永久的に保存される

投稿者本人が慌ててアカウント削除、投稿削除しても、その前に誰かが保存していることがある。（特にネガティブ情報の場合）
複数のまとめサイトにコピーされることでいつまでもネット上に残り続ける。



## 間接的に人権侵害に繋がる違法・有害情報

殺人
強姦
誘拐
つきまとい
人身売買
臓器売買

等を

請負
誘引
依頼

する書込み



## 闇サイトに起因した主な事件

強盗・殺人

●平成19年8月
闇の職業安定所というサイトで知り合った男3人が、帰宅途中のOLを強盗目的で拉致し殺害した。（愛知・名古屋）

誘拐

●平成25年11月
闇サイトで知り合った3人組が女子中学生を誘拐
（東京・田園調布）

# 闇サイトに起因した主な事件

復讐

●平成25年12月
闇サイトで知り合った大阪、東京、群馬の3人が“交換ストーカー”
●平成25年11月
インターネットで依頼を受けた女の代わりに女性を中傷するうその内容のメールを繰り返し送ったとして「復讐屋」サイト運営の中国籍の男逮捕（広島）

強姦

●平成10年８月
「一緒にレイプしませんか」との呼びかけで知り合った大阪市の歯科医と京都市の会社員が女性を襲う。
●平成12年３月
横浜市の会社員が「レイプする人募集」と、同僚女性を襲う仲間を集め、女性が住む会社の寮に忍び込んだ。



# 臓器売買の請負い

**個人融資掲示板**
71080

一覧（新規投稿）| ワード検索 | 使い方 | 携帯へURLを送る | 管理

**ご不要になったお子様を買い取ります - ダースベーダー**
2012/05/11 (Fri) 06:32:25

現在いらなくなった赤ちゃんや子供はいませんか？
高額で買取いたします
健康体な体であればあるほど高値で買い取ります
部分買いも致しております
パーツごとの買取価格欄です
・両目セット：1525ドル（約12万3000円）　・頭皮：607ドル（約4万9000円）
・頭蓋骨と歯セット：1200ドル（約9万7000円）　・肩：500ドル（約4万円）
・冠状動脈：1525ドル（約12万3000円）　・心臓：11万9000ドル（約965万6000円）
・肝臓：15万7000ドル（約1273万9000円）　・手と肘下セット：385ドル（約3万1000円）
・血液1パイント（約0.5リットル）：337ドル（約2万7000円）
・脾臓：508ドル（約4万1000円）　・胃：508ドル（約4万1000円）
・小腸：2519ドル（約20万4000円）　・腎臓：26万2000ドル（約2125万9000円）
・胆嚢：1219ドル（約9万8000円）　・肌：10ドル（約800円）／1平方インチ

返信　編集　削除



# 殺人・誘拐の依頼や請負

**岐阜県恵那市限定 2007/10/07（日）23:46**
岐阜県恵那市の「○○はるみ」を私に差し出してくれた方に賞金として５０万円差し上げます。複数の場合は人数で÷って下さい。生死は問いません。

**マジレスさん**：2007/08/10(金) 10:48:41
恨み・むかつき・憎しみなど、解決します。
★殺人依頼
★報復依頼
こらしめてやりたいがバレるのが嫌な方、簡単なイタズラから殺人まで。 絶対に依頼者がバレることはありません xxx-xxx@msn.comにメール下さい。


1 .ネットを使った人権侵害の実態

2 .情報の報漏えい、不適切な取り扱い

3 . ソーシャルメディア利用ガイドライン

4 .ネットを使った人権侵害の特徴と問題点

# 企業や組織が保有する個人情報漏えい

- 愛媛県警、Ｎシステム情報流出か車10万台ナンバー
- 空港の暗証番号流出、全日空機長の私物パソコンから
- 富山市の病院で手術室の使用履歴2,873件が流出
- 住友生命、8000人分の個人情報流出
- 岡山県警で1500人の捜査情報流出被害者名など
- 海自の情報流出、昨年中に「秘」含む５件空自でも
- NTT東西、フレッツユーザー約1,400件分の顧客情報が流出
- 受刑者情報の流出、５施設3380人分と判明
- 郵便局の顧客情報2800件、「ウィニー」通じ流出 - 千葉県
- 筑波大の学生がウイルス感染、臨床実習の患者情報が流出
- 健康診断受診者の個人情報含むUSBメモリを紛失 - 横須賀市
- 返戻金に関するデータ約40万件含むCD-ROMを紛失 - 損保ジャパン
- 案内メール誤送信で利用者246人のアドレス流出 - 土浦市立図書館



# 企業で発生する情報漏えいの分類

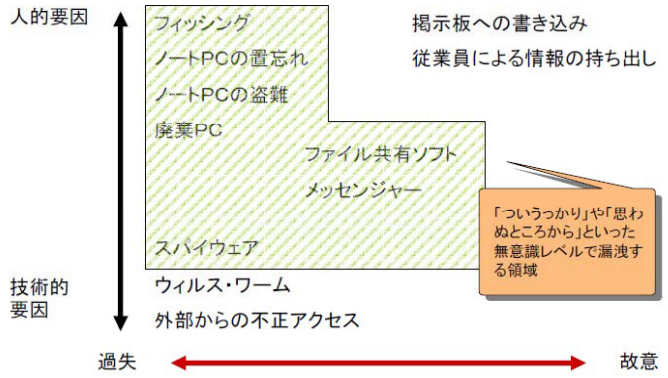




# 2012年上半期 個人情報漏えいインシデント 概要

| | |
|---|---|
| 漏えい人数 | 123万9626人 |
| インシデント件数 | 954件 |
| 想定損害賠償総額 | 347億9865万円 |
| 一件当たりの平均漏えい人数 | 1349人 |
| 一件当たり平均損害賠償額 | 3787万円 |
| 一人当たり平均損害賠償額 | 5万7710円 |

出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会
2012年上半期 個人情報漏えいインシデント 概要データ【速報】



# 2012年上半期 個人情報漏えい媒体・経路

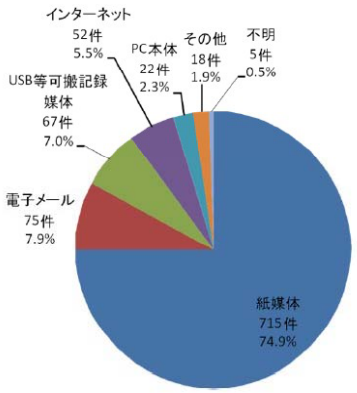


出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会
2012年上半期 個人情報漏えいインシデント 概要データ【速報】

# 2012年上半期 原因別個人情報漏えい件数

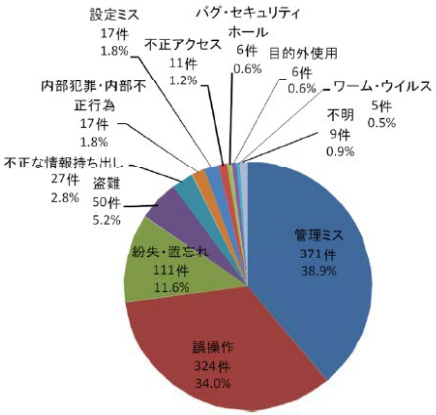


出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会
2012年上半期 個人情報漏えいインシデント 概要データ【速報】



# 個人情報の取扱いミスは信用毀損につながる

**ソフトバンクモバイルが顧客の誤った情報を信用機関に登録**

2013年10月に端末を割賦購入した契約者のうち6万3133件を「未入金者」として信用調査機関に誤登録。そのうち1万6827件についてはクレジット会社等から信用照会がなされており、信用審査に何らかの影響があった可能性があるという。

**情報の誤りによる信用毀損で損害賠償の判決**

破産宣告を受けた事実がないにもかかわらず信用情報センターが当人と名前が同じ他人の破産情報を間違って登録。これによりリース契約やローン契約が拒否されたため起業できなかったとして謝罪広告と損害賠償1100万円を求めた裁判。謝罪広告は認められなかったが220万円の損害賠償の支払いを命じた。（1990年5月判決）



# 万が一情報漏えいを認識したら

- 隠すのはダメ 。

  ただちに該当者に連絡又は公表して注意を促す
- 被害発生状況の確認
- 情報漏えい原因の特定
- 再発防止策の実施



# 業務に必要な携帯電話やPCは貸与せよ

（理由）

1. **個人所有機器を使わせるとセキュリティ管理も個人まかせになる**

2. **刑事責任に問えなくなる可能性があるため**

   ※日本には情報窃盗罪がないので、個人所有の機材に情報をコピーされて持ち出された場合には、窃盗罪は成立しない。

## FAX、メールは誤送信防止策をとる

FAX で番号を間違えた場合、その番号がたまたまFAX 回線であれば、そのまま相手先に届いてしまう。
また、アドレス帳からの選択を間違えると、有効なメールアドレスなので、そのまま別人に届いてしまう。

- FAXのテスト送信
- メール送信ディレイの活用



## 社員の人権も当然に保護の対象

●会社案内や宣伝ページに無断で社員の顔写真を使ってないか　（社員だから勝手に写真を使っていいということにはならない。）

●必要以上の個人情報を掲載していないか

●退職済みの社員の情報が掲載されたままになっていないか

●不適切なネットワークモニタリングがなされていないか



## 職場等でのネット利用監視

**事後モニタリング**

監視カメラなどの流れを踏襲し、一定の要件の下で容認されていると考えられる。

**事前モニタリング**

一般的には、以下のような場合、会社が従業員のネット利用を監視することは正当化されると解釈されるようである。

(1)会社側が業務を行うために必要である、または会社の所有物を保護するために必要な場合
(2)監視の方法が相当である
(3)監視について事前に従業員側の同意がある場合

1 .ネットを使った人権侵害の実態
2 .情報の報漏えい、不適切な取り扱い
3 . ソーシャルメディア利用ガイドライン
4 .ネットを使った人権侵害の特徴と問題点

## 既存のソーシャルメディア利用のガイドラインについての所見

➢ガイドラインの中で、ソーシャルメディアの定義を明記しているところは意外と少ない。

➢ガイドラインを整備している企業や団体は多いが、あくまで業務上の利用を想定したもので、プライベートで利用する場合のルールまで定めたものはまだそれほど多くない。

➢業務で利用する場合とプライベートで利用する場合のルールが混同しているケースが見られる。



## 「ソーシャルメディアの定義」の一例

**千葉市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン**

ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

**福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン**

フェイスブックやツイッター等、民間が運営するインターネット上のWebサービスを利用して、利用者自らが不特定多数に対して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりや共有を行うことができる情報伝達媒体をいう。



A社のソーシャルメディア利用についての留意事項

（役員・従業員向け）

**就業時間中の投稿は行わないようにしましょう**

「就業規則」を遵守し、就業時間中に業務を伴わない個人的な投稿を行ってはなりません。また、就業時間外においても、業務用の機器（会社から支給されているパソコンや携帯電話など）を使った投稿を行ってはなりません。

●同僚や上司、更にあなたの職場を知る知人もそれらのコンテンツにアクセスしたり、転送されて目にしたりする場合がある。

●接続元IPアドレスから勤務先を知られる可能性もある。



**個人情報や機密情報を公開しないようにしましょう**

「Ａ社個人情報保護方針」を遵守し、「個人情報取扱規程」で規定されている個人情報（社員情報、ユーザー情報や取引先の情報など）、また「情報取扱規程」で規定されている機密情報（開発情報や未発表の情報を含む）は、いかなる場合においても公開してはなりません。

個人がソーシャルメディアを利用する上でうっかり陥りがちなミスを事例で説明しておくとより効果的。

## （例）取引先との出張の様子をSNSに公開する

余計な詮索をされる可能性があり、先方に迷惑をかけるおそれもあります。

利害関係人との行動は非公開が基本です。



## （例）自分の行動を逐一SNSで公開する

### Ａ社に属していることを正しく伝えましょう

Ａ社の役員・従業員が、個人で利用するソーシャルメディアのアカウント情報（例：プロフィール）には、Ａ社に所属していることを正しく伝えるために、「Ａ社に属していること」を明記することを推奨します。ただし、部署や組織名称は、非開示情報を含むことがあるため、記載しないようにしましょう。

- ●名刺代わりに作るアカウントなら上記のとおりだが、純粋にプライベートで利用するアカウント情報には、勤務先などは書かないほうが無難。
- ●その場合は、会社の人間であることが窺えるような発言もしないよう注意が必要。



### 会社としての正式見解や回答で無いことを明示しましょう

ソーシャルメディアでの投稿は、個人としての投稿であり、会社としての正式な発言や見解、回答では無いことをアカウントの情報に明記しましょう。さらに、Ａ社や、Ａ社に関する発言を行う場合、その個々の発言において「個人の意見であり、会社としての正式な発言や見解、回答では無い」旨を示しましょう。万一、発言によってＡ社が不利益を被った場合、損害賠償請求の対象になることもあります。

純粋にプライベートで使用するアカウントでは、批判や論評をしないのが一番

（事例）

## 東電社員が炎上覚悟でブログ執筆
## ⇒やっぱり炎上してブログ閉鎖

「何不自由なく電気を使えていたのは、福島県のみなさんがあってこそ」「福島県で被災に合われた方よりはるかに贅沢な生活を遅れていることを今一度再認識してください」などと書き、さらに、東電が非難されるのは構わないとしたうえで、
「不自由だとか自分たちが被害者だといった考えはやめてください」
と強調した。

マスコミの報道姿勢にも疑問を向け、「原子力発電および放射線に対する確かな知識がないままに報道されている現実には本当に悔しい気持ちでいっぱい」「福島県に対する風評被害をもたらしているのは、政府やマスコミではないでしょうか」と怒りをぶつけた。



## ソーシャルメディア利用のガイドライン（プライベート編）の基本構成

1.ガイドラインの目的

2.ソーシャルメディアの定義

3.適用範囲

4.遵守事項

5.禁止事項

附則
平成26年○月○日施行



## ソーシャルメディア利用のガイドライン（プライベート編）のサンプル

### 遵守事項

**（１）常に誠実で良識ある発言・投稿を心がける**
ソーシャルメディアの利用に当たっては個人の発言の自由、思想の自由を尊重しますが、情報を発信する場合には、当社従業員としての自覚と責任を認識し、常に誠実で良識ある発言・投稿を心がけましょう。

**（２）法令・規律・行動規範の遵守**
ソーシャルメディア利用の場面においても各種法令、就業規則の服務規律及び職員行動規範を遵守しましょう。
個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意しましょう。



### 遵守事項

**（３）仕事にまつわる発言・投稿をする際は内容に十分注意する**
ソーシャルメディアのプロフィール上で当社に所属していることを明記している場合はもちろん、たとえ明記していなくても、同僚や上司、更にあなたの職場を知る知人もそれらのコンテンツにアクセスしたり、転送されて目にしたりする場合があります。そのため、発言する内容は、あくまであなた個人の見解や意見であり、組織の見解や意見を代弁するものではないことを明確にしてください。なお、組織の公式見解や利益に反する投稿を行った場合は、組織のイメージ毀損につながる議論や憶測を引き起こす可能性があることを認識し、内容に十分注意しましょう。

**（４） 会社に関する否定的な投稿への対応は組織に任せ、自分の判断で行わない**
当社に関する否定的な投稿を見つけて、その中に事実誤認が含まれていたとしても、個人の判断で否定や反論をすることは避け、所属長まで速やかに連絡して組織としての対応に委ねましょう。

## 禁止事項

**（１）秘密情報を含む発言・投稿をしないこと**
個人的な見解を述べる場合でも、業務上知り得た非公開情報や当社のセキュリティを脅かすおそれのある情報（以後、秘密情報という）を含む発言・投稿を行うころは一切禁止します。秘密情報かどうか確信が持てない場合は、発信する前に所属長に相談するか、その話題について言及することを控えてください。噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とします。

**（２）違法性のあるコンテンツ、誹謗・中傷を含む発言・投稿をしないこと**
次に掲げる発言・投稿をしてはなりません。

- ●人種、思想、信条などの差別、または差別を助長させる情報
- ●違法情報または違法行為を助長する情報
- ●その他公序良俗に反する一切の情報



## 禁止事項

**（３）就業時間中の発言・投稿をしないこと**
職員には職務に専念する義務が課されているので、業務として利用する場合を除き、就業時間中（休憩時間中は除く）の発言・投稿は慎むこと。ソーシャルメディアに公開した情報は、同僚や上司、更にあなたの職場を知る知人もそれらのコンテンツにアクセスしたり、転送されて目にしたりする場合があることを忘れず、節度ある利用を行うようにしましょう。



## 組織の風土としてモラルが確立されていないと個人のモラル向上は期待できない

従来の基準や慣習には反しても、法律に反しないことであれば、どんな強引な手段や方法をとっても問題はない

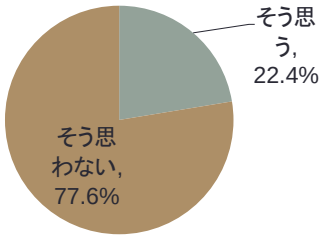


上司から会社のためにはなるが、自分の良心に反する手段で仕事を進めるように指示されましたときあなたは・・・

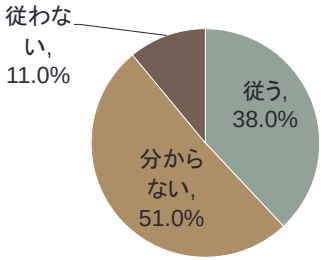


出典：公益財団法人日本生産性本部「2013年度　新入社員　春の意識調査」



## 誤投稿・炎上防止ツール「つぶやきマネージャー」

http://www.tsubuyaki-manager.com/

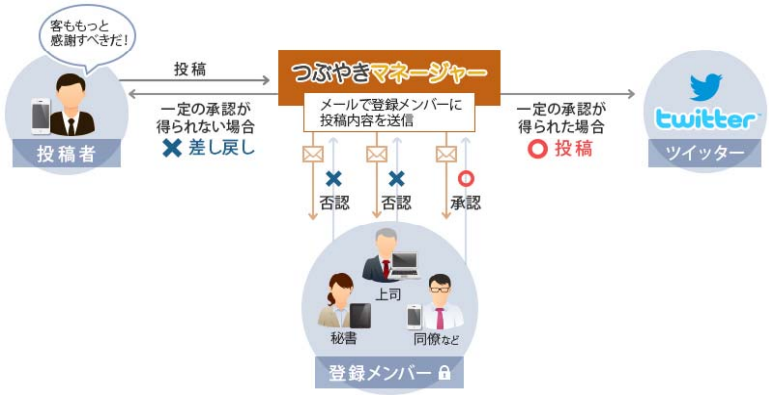

1 .ネットを使った人権侵害の実態

2 .情報の報漏えい、不適切な取り扱い

3 . ソーシャルメディア利用ガイドライン

4 .ネットを使った人権侵害の特徴と問題点



## ●地理的・時間的制約がない

- 昼夜を問わずどこからでも嫌がらせが可能（深夜に布団の中からでも）
- 瞬時に広範囲に害悪を及ぼすことができる
- 全く面識のない相手から標的にされる可能性がある

↓

攻撃者には効率的かつ経済的。被害者はその逆



## ●匿名性が高い

- 誰が敵で誰が味方か分からない
- なりすましも容易
- 身近な人も信じられなくなる

↓

対抗言論や話し合いによる解決が困難



## ●被害回復が困難

- 一旦流出した情報を完全に消すことは不可能
- 一旦損なわれた名誉を回復することは困難

## ●法律の適用範囲の限界

- 国家主権の縛り
- プロバイダ責任制限法の適用範囲

## インターネットの健全化のために何が必要か

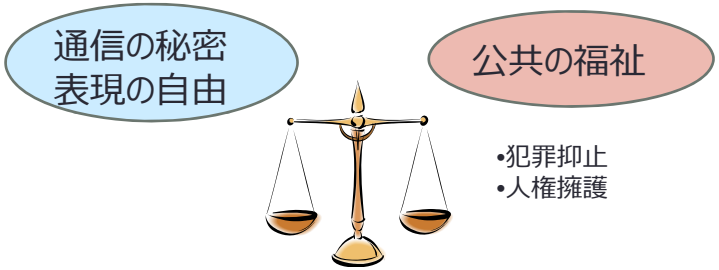


•犯罪抑止
•人権擁護

通信の秘密や表現の自由を確保しつつ、犯罪や人権侵害を効果的に抑止していくにはどうすればいいのか



それは

**規範意識を高める活動**
と
**事後追跡可能性の確保**

だと思います。

## 参考情報

●違法・有害情報相談センター（誹謗中傷など無料相談）
http://www.ihaho.jp/
●インターネット人権相談窓口（法務省人権擁護局）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
●プロバイダ責任制限法関連
http://www.isplaw.jp/
●発信者情報開示請求書式
http://www.isplaw.jp/d_form.pdf
●インターネットホットライン連絡協議会（相談ポータル）
http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html
●「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（文科省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm
●IT弁護士カンダのメモ-神田知宏弁護士
http://kandatomohiro.typepad.jp/